

佐賀県訓令甲第10号

政策部
佐賀県防災航空センター

佐賀県防災航空センターに勤務する職員の週休日等に関する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県防災航空センターに勤務する職員の週休日等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、佐賀県防災航空センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第2条 職員の週休日は、毎4週間につき8日（育児短時間勤務職員等（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては8日以上）となるように、佐賀県防災航空センター所長（以下「所長」という。）が職員ごとに指定する日とする。

(勤務時間の割振り)

第3条 職員の勤務時間は、所長が、職員ごとに毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。この場合において、始業時刻は午前8時30分とし、終業時刻は午後5時15分とする。

2 所長は、業務の状況により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げて職員に勤務を命ずることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間は、所長が、職員ごとに毎4週間につき1週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間（育児短時間勤務職員等にあっては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従ったもの）となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。